

不利益処分

処分名	受益者からの分担金の徴収
根拠法令	土地改良法第91条第3項
所管課	農林水産課

1 処分の内容

県営土地改良事業によって利益を受ける者で、事業施行区域内にある土地につき土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有するもの及び同法施行規則第68条の4の11に規定するものから、奄美市土地改良事業分担金徴収条例に定める分担金を徴収する。

2 処分の要件

県営土地改良事業施行地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべてが、議決により、その事業に要する費用のうち受益者の負担金相当額を負担することに同意し、これにより奄美市が当該負担をしたとき。